

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会

山梨県準備委員会

第 2 回広報・県民共創専門委員会

(オンライン開催)

会議資料

令和 8 年 8 月 2 7 日 (木) 1 0 時～

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会
山梨県準備委員会 第 2 回広報・県民共創専門委員会
資料目次

【報告事項】

- ・ 報告事項 1 専門委員の変更等について P 1
- ・ 報告事項 2 マスコットキャラクターデザインの制作状況について . . . P 3
- ・ 報告事項 3 愛称・スローガン募集、第 1 次選定について P 5

【審議事項】

〈委託事項〉

- ・ 審議事項 愛称・スローガン第 2 次選定について（案） P 6

【資料】

- ・ 資料 1 山梨県準備委員会 会則 P 1 1
- ・ 資料 2 山梨県準備委員会 総会から常任委員会への委任事項 P 1 5
- ・ 資料 3 山梨県準備委員会 専門委員会規程 P 1 6
- ・ 資料 4 開催基本方針 P 1 8
- ・ 資料 5 準備経過 P 2 0
- ・ 資料 6 広報基本方針・計画 P 2 1

報告事項1

専門委員の変更等について

前回令和7年11月18日に対面開催した第1回広報・県民共創専門委員会から、今回の開催までにおける、専門委員の変更（機関・団体及び役職名を含む）について、次のとおり報告する。

No.	所属機関・団体		新任者		前任者	
			役 職	氏 名	役 職	氏 名
1	株式会社山梨放送		報道制作局長	萩野 弘樹	報道制作局長	武井 功
2	株式会社テレビ山梨		取締役 報道制作局担当	古屋 孝樹	取締役 報道制作局担当	駒沢 克昭
3	山梨県商工会連合会		事務局長	鈴木 卓也	事務局長	齋藤 正信
4	公益社団法人やまなし観光推進機構		事務局長	相川 和茂	事務局長	長野 まゆみ
5	公益財団法人山梨県スポーツ協会		専務理事	河野 公紀	専務理事	井出 仁
6	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会		事務局長	土屋 嘉仁	事務局長	小山 敏行
7	山梨県市長会		常務理事	古屋 登士匡	常務理事	小島 良一
8	山梨県公立小中学校長会		副会長	梶原 将司	副会長	清水 岳人
9	山梨県高等学校長協会		理事	野澤 俊英	副会長	丸山 淳
10	山梨県高度政策推進局		次長（広聴広報監）	岩間 勝宏	次長（広聴広報監）	羽田 勝也
11	山梨県観光文化・スポーツ部 観光政策グループ		観光政策推進監	三科 吾論子	観光政策推進監	二宮 智浩
12	旧	山梨県観光文化・スポーツ部 スポーツ振興課			課長	村松 達也
	新	山梨県観光文化・スポーツ部 スポーツ振興グループ	スポーツ振興監	長坂 嘉久		

**第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会山梨県準備委員会
広報・県民共創専門委員会 委員名簿**

(敬称略)

No.	分 野	所属機関・団体名	役 職	氏 名	備 考
1	学識経験者	公益財団法人山梨総合研究所	理事長	今井 久	委員長
2	メディア	株式会社山梨日日新聞社	編集局長	高橋 一永	
3		株式会社山梨放送	報道制作局長	萩野 弘樹	
4		日本放送協会甲府放送局	コンテンツセンター長	三柴 忠宏	
5		株式会社テレビ山梨	取締役 報道制作局担当	古屋 孝樹	
6	産業経済	山梨県商工会議所連合会	事務局長	花田 智	
7		山梨県商工会連合会	事務局長	鈴木 卓也	
8		山梨県中小企業団体中央会	事務局長	三井 成志	
9	観光	公益社団法人やまなし観光推進機構	事務局長	相川 和茂	
10	スポーツ	公益財団法人山梨県スポーツ協会	専務理事	河野 公紀	
11		山梨県障害者スポーツ協会	事務局長	前島 斉	
12	社会福祉団体	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会	事務局長	土屋 嘉仁	
13		一般社団法人山梨県老人クラブ連合会	事務局長	河西 博志	
14		山梨県連合婦人会	代議員	平塚 明美	
15	市町村	山梨県市長会	常務理事	古屋 登士匡	
16		山梨県町村会	常務理事	玉川 武年	
17	学校	山梨県公立小中学校長会	副会長	梶原 将司	
18		山梨県高等学校長協会	理事	野澤 俊英	
19	県	山梨県高度政策推進局	次長（広聴広報監）	岩間 勝宏	
20		山梨県観光文化・スポーツ部	デザイン推進監	田原 典男	
21		山梨県観光文化・スポーツ部 観光政策グループ	観光政策推進監	三科 吾諭子	
22		山梨県観光文化・スポーツ部 スポーツ振興グループ	スポーツ振興監	長坂 嘉久	副委員長
23		山梨県教育庁保健体育課	課長	山本 晃司	

マスコットキャラクターデザインの制作状況について

第1回広報・県民共創専門委員会で決定した、大会マスコットキャラクター「武田菱丸」について、大会仕様デザインの制作状況について報告する。令和8年度は49種類（共通デザイン、正式・特別競技）のデザインを制作予定。

〈時系列順〉

- ・第4回総会でデザイン制作の予算承認（令和8年7月8日）
- ・「武田菱丸」の著作権を持つ株式会社FUJISEYに業務委託を依頼

▼制作手順

株式会社FUJISEYが制作したデザイン（案）を完成した順に10個程度まとめてデータの納品を受ける



当該デザインについて、国スポ・全スポに使用するにふさわしいか事務局及び各競技団体で確認



修正があれば株式会社FUJISEYに再度依頼



修正後のデータの納品を受ける

- ・広報・県民共創専門委員会でデザインを審議、承認
- ・競技団体や開催地市町村にデータを提供し、国スポ・全スポに向けた機運の醸成を図る

第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会 マスコットキャラクターの選定・制作等について

1 マスコットキャラクターの選定

平成22年から山梨の観光マスコットとして活動し県内外に広く周知されており、PR効果が高まることが期待できるため、「富士の国やまなし観光キャラバン隊長」の「武田菱丸」を採用したい。



【プロフィール】

- ・性格：勇敢で頭脳明晰。
従順でみんなに優しく、がまん強い。
でも、ちょっぴり淋しがりや
- ・宝物：武田菱の兜、富士山の腹掛け、
いつも持ってる風林火山の軍配
- ・趣味：信玄公祭りを盛り上げること
- ・好物：陣中ほうとう、甲州とりもつ煮
- ・好きなことば：皆のもの～出陣じゃ～！
- ・チャームポイント：黒目がちなつぶらな瞳

武田菱丸

2 大会仕様デザイン等の制作・決定

マスコットキャラクターの大会仕様デザイン等を次の方法により制作・決定したい。

(1) 大会仕様デザインの制作

国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会を象徴し、想起させる大会仕様デザインの制作について、次の「デザイン要件」を付して著作者に依頼したい。

○デザイン要件

国民スポーツ大会	全国パラスポーツ大会
・「2032」と記載されたスポーツユニフォームを着用し、正面に向かって走るデザイン	・国民スポーツ大会のデザインを踏襲しつつ、車椅子を利用するなど、障害者スポーツの要素を含むデザイン

(2) 各競技種目デザインの制作

国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の各競技種目に係るデザイン（62種類）の制作について、著作者に依頼したい。

(3) 制作デザインの決定

上記（1）及び（2）により制作されたデザイン（案）を、令和8年度広報・県民共創専門委員会において協議・承認いただき、常任委員会に報告し、決定となる。

愛称・スローガン募集、第1次選定について

第1回広報・県民共創専門委員会で第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会愛称・スローガン募集を決定。募集期間が終了し、第1次選定まで完了したため報告する。

1 募集

(1) 募集期間

令和8年3月23日（月）～5月29日（金）

(2) 応募方法・周知方法

応募方法：インターネットからの応募

周知方法：県HP・チラシ配布（県内小中学校等）・各種イベント時（信玄公祭等）等

(3) 応募作品数

合計2,626点

（内訳）愛称：1,309点

スローガン：1,317点

2 事務局による第1次選定について

愛称・スローガンを次により各50作品程度に選定

①応募条件を満たさない作品を除外

例)「国スポ・全スポ」の文字が使用されていない

↓

②山梨県観光文化・スポーツ部内での選定

応募条件を満たした作品一覧から、部内の所属ごと10作品程度を選定

↓

③第1次候補応募作品一覧表

部内で選定された作品をとりまとめ、事務局で作成

愛称・スローガン第2次選定について（案）

【本審議の趣旨】

第1回広報・県民共創専門委員会で決定した、「第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会愛称・スローガン選定要領」に定められた審査・決定方法に基づき、本委員による第2次選定を実施する。また愛称・スローガン決定に向けての今後の流れについて意見をお諮りする。

1 第2次選定手順

各委員は令和8年9月9日（水）までに「第1次候補応募作品一覧表（別紙1．2）」から、最終候補作品に残すべき作品を愛称・スローガン各5作品ずつ選定。委員23名が選定した結果、得票の多い上位10作品を最終候補作品とする。

2 今後の流れ

①得票の多い上位作品について、著作権や商標権を事務局で確認（類似商法調査を外部に委託予定）。

↓

②確認が完了した10作品ずつを「最終候補作品一覧表」として、本専門委員会に報告。

↓

③原則として得票数の多い順に「最優秀賞（1点）」「優秀賞（3点）」とするが、今後国スポ・全スポまでの6年間に使用するにふさわしいフレーズか対面の会議で協議いただき、最終決定とする。（10月下旬～11月上旬頃予定）。

↓

④決定した作品について、令和8年12月8日（火）の国スポ委員会で承認を得た後に、山梨県の愛称・スローガンとして公表予定。

※最優秀賞5万円・優秀賞1万円、山梨スポーツ賞で表彰予定

※決定した愛称・スローガンは令和9年度にロゴデザインを作成

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会 愛称・スローガン選定要領

1 目的

この要領は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会の「愛称」及び「スローガン」の採用作品を選定するために必要な事項を定める。

2 審査基準

選定にあたっては、次の事項を勘案して審査するものとする。

(1) 共通

- ・ 言葉の響きやリズムがよく、印象に残ること。
- ・ 一部の地域に限定される表現が用いられていないこと。
- ・ 過去に使用された作品と類似していないこと。

(2) 愛称

- ・ 誰からも親しみやすく、呼びやすいものであること。
- ・ 山梨県の魅力を広く発信できるものであること。

(3) スローガン

- ・ 山梨県で開催される大会の趣旨や目的、大会に向けた思いを印象づける言葉であること
- ・ 山梨県をイメージできる言葉・フレーズが用いられていること。

3 審査・決定方法

審査は、事務局による調整の後、広報・県民共創専門委員会にて審査を行う。

(1) 事務局による第 1 次選定

事務局は、応募作品をとりまとめ、愛称、スローガンごとに「応募作品一覧表」を作成する。さらに、事務局は審査基準に基づき「応募作品一覧表」の中から 50 作品程度の数の作品を選定し、「第 1 次候補応募作品一覧表」を作成する。

(2) 広報・県民共創専門委員会委員による第 2 次選定

- ①委員は、「第 1 次候補応募作品一覧表」の中から、優れていると思われる各 5 作品程度を選定し、その結果を事務局に提出する。(委員による補作は行わない)
- ②事務局は、前項で提出された作品をまとめ、類似商法調査を行った後、「第 2 次候補作品一覧表」を作成する。

(3) 事務局による第 3 次選定

事務局は、「第 2 次候補作品一覧表」の中から、優れている作品に得点に基づいて順位 を付けて 10 作品を選定し、「最終候補作品一覧表」を作成の上、広報・県民共創専門委員会に報告する。(事務局による補作を行うことができる。)

(4) 広報・県民共創専門委員会による決定

専門委員会を開催し、事務局から報告を受けた「最終候補作品一覧表」について協議し、最終的に最優秀作品 1 作品と優秀作品 3 作品を選定し、決定する。

(5) 受賞者の決定

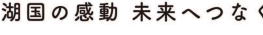
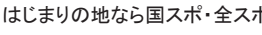
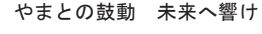
最優秀作品、優秀作品の応募者が複数ある場合は、別途定める抽選方法により、受賞者を決定する。

4 報告及び発表

常任委員会において、愛称及びスローガンの採用作品を報告する。

採用作品の発表は、県ホームページなどで公表する。

愛称・スローガン選定状況（R6～R13）

開催県		R 6 年（2024年） 佐賀県	R 7 年（2025年） 滋賀県	R 8 年（2026年） 青森県	R 9 年（2027年） 宮崎県
方法		公募	公募	公募	公募
募集期間		H30. 9. 15～H30. 10. 31 〈6 年前〉	H30. 9. 20～H30. 11. 12 〈7 年前〉	H30. 12. 10～H31. 1. 25 〈8 年前〉	R1. 8. 12～R1. 9. 30 〈8 年前〉
愛称	作品				
	応募総数	1, 254点	10, 601点	7, 147点	5, 451点
	趣旨等	名称が国民スポーツ大会に変わり、佐賀大会がスポーツ大会として初めての本大会になるため、『スポーツだからできること』にスポットを当てた、『新しい大会』を目指す。	選手、ボランティアをはじめ、県民、来県者など滋賀県で開催する両大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指す。	青い空、青い海や湖、青い山など美しく自然に恵まれた青森県で、国スポに参加するすべての人々が、交流を深め、感動を創出し、いききと煌めくような大会を目指す。	宮崎県の温暖な気候、温かい県民性を「ひなた」と表現し、大会に参加する選手たちの「ひなた」のような輝きによって、全国に元氣・勇気・感動を広げる大会を目指す。
スローガン	作品				
	応募総数	1, 254点 ※愛称・スローガン一体応募	10, 209点	7, 079点	5, 287点
	趣旨等	新しく生まれ変わるスポーツ大会に相応しいデザインをイメージし、シンプルかつ率直に伝わるデザイン。	「琵琶湖」を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、両大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いを込めている。	縄文時代の遺跡が数多く存在する青森から、新たな歴史と感動を全国に向けて発信し、未来につなげていきたいという願いを込めている。	大会を通して生まれる絆や感動が、「神話」のように語り継がれる大会になってほしいという思いを込めている。
開催県		R 10 年（2028年） 長野県	R 11 年（2029年） 群馬県	R 12 年（2030年） 島根県	R 13 年（2031年） 奈良県
方法		公募	公募	公募	公募
募集期間		R3. 8. 27～R3. 10. 12 〈7 年前〉	R4. 11. 1～R4. 12. 4 〈7 年前〉	R3. 11. 1～R4. 1. 11 〈9 年前〉	R7. 7. 1～R7. 9. 12 〈6 年前〉
愛称	作品				
	応募総数	2, 070点	2, 622点	3, 704点	1, 495点
	趣旨等	大会に関わるすべての人が、信州の山脈のようにつらなり、手を取り合い、未来へとつながる大会を目指す。	上昇を続ける「湯けむり」に上昇・飛躍する群馬県を重ね、「湯けむり」のように湧き上がる創造力とエネルギーで県民一丸となって『群馬らしさ』のある大会を目指す。	島根を代表する出雲大社には毎年多くの神々が集まり、島根では神無月のことを神在月と呼ぶ。島根で開催される国スポ・障スポのイメージに一致する。	本県で開催する国民スポーツ大会は、新たな大会のかたちをつくることにより、県民や地域社会の未来を拓き、スポーツを中心としたつながりを生み出すことを目指しています。あわせて、全国バラスポーツ大会は、全国障害者スポーツ大会から名称を変更して初めて開催される大会を、奈良県が「はじまりの地」として迎えることになります。「新たな大会のはじまり」が多くの感動と希望につながることを願い、この愛称のもと、皆様とともに両大会を創り上げていきます。
スローガン	作品				
	応募総数	2, 134点	予定（R8.2現在） 県出身の著名人に制作を依頼	3, 230点	1, 444点
	趣旨等	頂点を目指すだけが大会の意味ではなく、それぞれにそれぞれが思うゴールがある。選手や観戦する人、ボランティアなど、大会に関わるすべての人が、自分の想い描く頂を目指す様子をイメージ。		自分の限界に挑戦することの意義を島根の魅力（神話のまち）と合わせて表現。	やまとの地に集う選手や観客、そして大会に関わるすべての人の躍動する力と高まる思いを、「鼓動」として表現しました。大会を通じて生まれる喜びや感動、新たな人と人のつながりが、世代や地域、障害の有無を越えて広がり、希望となって次の時代へと受け継がれていくようにとの願いを込めました。

【参考】本県の前回大会（昭和61年開催）の愛称・スローガン ※大会別で作成

大 会	愛 称	スローガン
第41回国民体育大会	かいじ国体	ふれあいの輪をひろげよう
第22回全国身体障害者スポーツ大会	ふれあいのかいじ大会	やまなみに ひびけ とどけ このちから

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会
山梨県準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会山梨県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 86 回国民スポーツ大会及び第 31 回全国パラスポーツ大会（以下「大会」という。）を山梨県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

第 2 章 組織

(構成)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 50 名以内
- (4) 監事 3 名以内

(役員を選任)

第 6 条 準備委員会の会長は、山梨県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

- 8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

- 1 この会則は、準備委員会設立の日（令和5年11月20日）から施行する。
- 2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和6年3月31日までとする。
- 3 この会則は、令和8年7月8日から施行する。

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会
山梨県準備委員会 総会から常任委員会への委任事項

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会山梨県準備委員会会則（以下「会則」という。）第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会の開催に関する方針（会則第 11 条第 4 項第 1 号を除く。）及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 開・閉会式会場に関すること
- 4 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 5 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 6 総務企画及び運営に関すること
- 7 競技の企画及び運営に関すること
- 8 大会実施競技に関すること
- 9 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 10 広報及び県民運動に関すること
- 11 宿泊及び衛生に関すること
- 12 輸送及び交通に関すること
- 13 式典の企画及び運営に関すること
- 14 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 15 その他開催準備に関すること

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会 山梨県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会山梨県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会山梨県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めた時に招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和 5 年 11 月 20 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 10 月 24 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	1 総合的な方針・計画の立案に関する事。 2 会場地の選定に関する事。 3 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関する事。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関する事。 5 競技施設等の整備計画に関する事。 6 情報通信施設の整備計画に関する事。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事。	1 総合的な計画の推進に関する事。 2 競技施設基準に関する事。 3 競技施設の整備計画の推進に関する事。 4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関する事。 5 情報通信施設の整備計画の推進に関する事。 6 文化プログラムに関する事。 7 他の専門委員会に属さない事項の推進に関する事。
競技運営	1 実施競技の選定立案に関する事。 2 競技の企画運営の計画立案に関する事。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関する事。 4 競技用具の整備計画立案に関する事。 5 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の基本的事項に関する事。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関する事。	1 競技運営に係る計画の推進に関する事。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関する事。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関する事。 4 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の推進に関する事。 5 競技記録集計処理の推進に関する事。 6 リハーサル大会の推進に関する事。 7 その他競技に係る事項の推進に関する事。
広報・ 県民共創	1 広報の基本的事項に関する事。 2 県民共創の基本的事項に関する事。 3 その他広報及び県民共創に係る重要な事項に関する事。	1 広報の実施に関する事。 2 県民共創の推進に関する事。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関する事。 4 その他広報及び県民共創に係る事項に関する事。

※付託事項：付託された事項を調査、審議すること

※委任事項：委任された事項を決議すること

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会 開催基本方針

1 基本方針

第 86 回国民スポーツ大会及び第 31 回全国パラスポーツ大会は、スポーツの振興だけでなく、未来を担う子どもたちに多くの夢や希望を与え、県民の健康増進や共生社会の実現、地域経済の活性化など、明るく豊かな地域づくりにも大きく寄与することが期待されます。

大会の開催に当たっては、主催する県や市町村、競技団体のみならず、県民や民間企業、教育機関、関係団体などが一丸となり、オール山梨で協働し、集合知を発揮しながら、スポーツの振興に取り組めます。

また、持続可能な大会運営とスポーツを通じた共生社会の実現に向け、従来の手法にとらわれず、様々な実証を行いながら、新たな時代にふさわしい大会モデルを構築することに積極果敢に挑戦していきます。

2 実施目標

(1) スポーツのチカラを生かした県民の豊かさ創出

大会の開催に向け、スポーツによって得られる楽しさや喜びを県民に広く周知するとともに、県民が身近にスポーツを楽しめる環境を整えることにより、心と体の健康増進を一層図ります。また、スポーツを楽しむ場としての本県の魅力を国内外に広く発信し、来訪者の増加による地域経済の活性化などに結びつけることにより、豊かな県民生活の創出を目指します。

(2) 次世代につながるスポーツ振興

特に、未来を担う子どもたちにとって、スポーツは豊かな人間性を育む基礎となり、「生きる力」を身につける重要な要素となります。このため、子どもたちのスポーツへの関心を高め、スポーツに取り組むきっかけ作りを進めます。また、アスリートセンタードの視点に立ち、選手としての能力を存分に発揮できる環境作りを進めます。このことにより、国内外で活躍する選手を育成する好循環を生み出しながら、将来にわたる地域スポーツの振興を図ります。

（３）共生社会の実現

明るく豊かな山梨を実現していくためには、お互いを尊重し、自分らしく活躍できる社会づくりが必要です。このため、性別、年齢、障害や疾病の有無、国籍などにかかわらず、アーバンスポーツなど様々なスポーツを楽しみ、人と人との出会い、交流できる機会を創出します。このことにより、多様な個性を理解し、受け入れ、互いに支え合う共生社会づくりを進めます。

（４）持続可能な大会運営の実現

大会には、スポーツを通じて人々の生活を明るく豊かにするという極めて大きな意義があるが故に、今後も継続して実施することが必要です。一方で、巨額の経費負担が全国共通の課題となっており、このままでは３巡目の大会開催は困難になるとの声もあります。この状況に一石を投じ、将来に多大な負担を残さず、次世代につながる持続可能な新たな大会運営の実現に向け、大会の大胆な簡素・効率化や新たな収入確保に取り組みます。また、施設整備においては、民間施設も含めた既存施設の有効活用を図るとともに、必要に応じて県外施設の利用も積極的に検討します。

資料5

準備経過

期 日	内 容
令和5年 2月7日	有識者会議「山梨県新しい国スポ・全スポあり方検討懇話会」を設置し、以降3回にわたり会議を開催する。
5月11日	「山梨県新しい国スポ・全スポあり方検討懇話会」から、知事に報告書が提出される。
6月13日	(公財)山梨県スポーツ協会並びに山梨県障害者スポーツ協会から、大会の招致要望書が、それぞれ県、県議会及び県教育委員会に提出される。
6月20日	知事が、令和5年6月山梨県議会定例会において、第86回国民スポーツ大会並びに第31回全国障害者スポーツ大会を本県に招致する意向を表明する。
7月6日	県議会が、令和5年6月山梨県議会定例会において、「第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を可決する。
7月18日	知事、県教育委員会教育長及び(公財)山梨県スポーツ協会会長が連名により、第86回国民スポーツ大会開催要望書を(公財)日本スポーツ協会及び文部科学省に提出する。
8月24日	(公財)日本スポーツ協会において、第86回国民スポーツ大会の山梨県開催が内々定される。
10月18日	第1回市町村担当者連絡会議を開催 <大会・県準備委員会の概要>
11月20日	第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会設立総会・第1回常任委員会を開催
令和6年 2月20日	第1回競技運営専門委員会を開催
2月21日	第1回総務企画専門委員会を開催
2月28日・29日	第2回市町村担当者連絡会議を開催 <競技会場地市町村の選定の進め方>
6月4日	第2回総会を開催
令和7年 1月17日	第3回市町村担当者連絡会議を開催 <会場地市町村の主な準備業務等>
2月28日	第2回競技運営専門委員会を開催(書面開催)
3月7日	第2回総務企画専門委員会を開催(書面開催)
3月28日	第2回常任委員会を開催(書面開催)
6月19日	第3回総会を開催(書面開催)
9月30日	第3回総務企画専門委員会を開催(書面開催)
10月24日	第3回常任委員会を開催(書面開催)
11月18日	第1回広報・県民共創専門委員会を開催
令和8年 3月18日	第4回総務企画専門委員会を開催(書面開催)
3月26日・4月14日	第4回市町村担当者連絡会議を開催 <デモンストレーションスポーツ実施基本方針(案)、競技用具整備基本方針(案)>
3月30日	第4回常任委員会を開催(書面開催)
4月15日	(公財)日本スポーツ協会において、第86回国民スポーツ大会の実施競技(正式競技・特別競技・公開競技)が決定される。
4月17日・23日	第5回市町村担当者連絡会議を開催 <中央競技団体正規視察>
5月14日	第5回総務企画専門委員会を開催(書面開催)
6月1日	第5回常任委員会を開催(書面開催)
7月8日	第4回総会を開催(書面開催)
8月4日	第6回総務企画専門委員会を開催(書面開催)

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会 広報基本方針

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会（以下「大会」という。）の広報活動については、「第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会開催基本方針」に基づき、大会の開催の意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、開催に向けた機運の醸成を図るため、次の方針により実施する。

- 1 県、市町村、学校、企業、ボランティア団体、NPO など多様な主体と連携し、オール山梨で協働しながら各種の広報媒体を戦略的かつ効果的に活用し、大会の広報に努める。
- 2 準備期間を含めて、報道機関との連携やSNSをはじめとした多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、山梨が誇る自然の恵み、歴史、文化、芸術、暮らし等の多彩な魅力を全国に発信する。
- 3 大会を象徴し、広く県民に愛されるような愛称・スローガン、マスコット等を制定し、その普及を図ることにより、大会開催に向けて機運を高める。
- 4 大会の映像、写真等を撮影・収集し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、大会の開催成果を山梨県の財産として未来へ継承する。

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会 広報基本計画

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会（以下「大会」という。）に向け、「第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会広報基本方針」（以下「広報基本方針」という。）に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 愛称・スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。

- (1) 愛称・スローガンの制定及び普及
- (2) マスコットキャラクター等の制定及び普及

2 各種広報物による広報

各種広報物の活用により大会開催に関する情報を発信するなど、広報活動を展開する。

- (1) 広報誌の発行
- (2) ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成
- (3) 各種ガイドブック等の作成
- (4) 広報グッズ等の作成

3 多様なメディアによる情報発信

報道機関との連携や SNS をはじめとした多様なメディアを活用し、迅速かつ広域的な情報発信により広報活動を展開する。

- (1) ホームページ・SNS 等による情報発信
- (2) 新聞・ラジオ・テレビ等による情報発信

4 イベント等による広報

各種イベントと連携した広報活動を実施する。

- (1) 県、市町村、関係機関、学校等において実施する各種イベント等における PR 活動等の実施

5 屋外広報物による広報

横断幕等の屋外広報物の設置により大会開催の広報活動を推進する。

- (1) 横断幕等の設置
- (2) 案内表示等の設置

6 大会記録集等の制作

大会の開催成果を大会映像等に記録する。

- (1) 大会記録集の制作
- (2) 大会記録映像の制作

7 記念グッズ等による広報

大会開催を記念するグッズ等を作成、大会開催の広報活動を推進する。

- (1) 記念グッズ等の作成

8 その他

その他、広報基本方針に基づき、必要な広報を実施する。